鳥取県サイクリングイベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第4条の規定に基づき、鳥取県サイクリングイベント開催支援補助金(以下「本補助金」という。)の 交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内サイクリングイベントを支援することにより、地域におけるサイクリング機 運の醸成及び地域の活性化に資するとともに、県外サイクリスト等の誘客・リピーター確保、県内サイクリングルートや沿線観光地等の魅力発信を図り、本県のサイクルツーリズムの推進に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。) を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費から、当該対象事業に伴う参加料その他の収入(本補助金を除く。)の額を控除した額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める補助上限額を限度とする。
- 3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業について は、補助対象としないものとする。
- 4 同一の事業実施主体による申請は、同一年度1回に限るものとする。
- 5 鳥取県産業振興条例 (平成23年鳥取県条例第68号) の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、 県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに、交流人口拡大本部観光交 流局観光戦略課へ提出しなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告等の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の 日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

- 第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第9条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する 消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額は含めないものとする。た だし、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等は、この限りではない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大 本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2	3	4	5	6
	事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額	重要な変更
以下要件のすべてを満たす県内サイクルイベントを開催する事業 (1) スタートとゴールの会場がいずれも県内であること。 (2) 走行ルートの3分の2以上が県内区域に設定されていること(同一のサイクリングイベントで複数のルートが存在する場合は、そのルートごとに満たすこと)。 (3) 参加者の募集定員が概ね100名以上であること。なお、イベント開催が4回目以上の場合は、県外からの参加者割合が2割以上であること。 (4) 公募により参加者を募集し、参加応募資格が特定の者に限定されないこと。なお、参加者の安全確保のために必要な資格制限、イベント開催目的に応じた車種制限、その他イベントの円滑な運営に必要と知事が特に認めた応募制限についてはこの限りでない。 (5) 参加者に参加料等の負担を求めること。	県内サイクリング イベント実施団体 ※地方公共団体は 除く	(4) 役務費(通信運搬費、広告料、イベント参加保険料等)	1/2	500千円	(1) 本補助金の増 額を伴うもの (2) 交付目的に特 に影響を入る内 容の変更

○○年度鳥取県サイクリングイベント開催支援補助金事業計画(報告)書

_	\rightarrow	請者
1		== -

_	1 111 11	
	申請者団体名及び代表者名	
	住所 (所在地)	
	担当者名	
	連絡先 (電話番号)	

2 消費税の取り扱い

- いずれか一つを選択して〇をしてください。
 - () ①免税事業者
 - () ②簡易課税事業者(確定申告月: 月申告)
 - () ③特定収入割合が5%超の公益法人等
 - () ④上記3のいずれでもない

【補助対象経費における消費税の取り扱い】

- ①、②、③の場合:消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。
- ④の場合:消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

【添付(追加提出)資料】

①の場合

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業主の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。

②の場合

補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

③の場合

特定収入の割合を確認できる資料。

3 事業の概要

区 分	内容	
1. 事業の名称		
2. 事業目的		
3. 参加者数等	○サイクリングイベント参加者(見込み)数※うち県外からの参加者(見込み)数△関連イベントも含めた全体来場(見込み)数人	
4. 他の補助金 の活用状況	本事業の実施における国、県又は市町村の補助金等の活用状況について □ ありません □ ある(具体的補助金名:)
5. 事業計画 (実施) の内容		

6. 実施場所	
7. 事業期間 (大会日程)	
8.その他参考となる事由	
9. その他	※サイクリングイベントのチラシやルート図を添付してください。※イベント開催に対する周知方法(予定)を記載してください。

○○年度鳥取県サイクリングイベント開催支援補助金収支予算(決算)書

 1 収 入
 (単位:円)

 区 分
 本年度 予算額 (本年度決算額)
 増 減 摘 要

 補助金
 参加料収入

 合 計
 合 計

 2 支 出
 (単位:円)

 区 分
 本年度 予算額
 前年度予算額 (本年度決算額)
 増 減 摘 要

 合 計
 合 計

 様

職 氏 名(公印省略)

○○年度鳥取県サイクリングイベント開催支援補助金事業交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県サイクリングイベント開催支援補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金

円

(2) 交付決定額 金

円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県サイクリングイベント開催支援補助金(令和5年5月●日付第●●●●●●●●●●●●●号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。